

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾患（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

<事業の内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査等に必要な旅費
 - ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費
 - ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
 - ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼却に要した経費
 - ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。

<事業の流れ>

負担
(負担率：10/10、1/2（法律補助）)

国



都道府県

1の事業

交付
評価額：①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10
②上記以外の疾患 4/5、1/3

国



家畜等の所有者

2の事業

<事業イメージ>

家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

- ・ 家畜防疫員の旅費
- ・ 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
- ・ 薬品（消毒薬等）の購入費

- ・ 野生動物に使用するワクチン等の購入費
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
- ・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
- ・ 焼却に要する費用
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜等の所有者)

- ・ と殺家畜等に対する手当金
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
- ・ 焼却に要する経費